



テントの張り方を習ったあと、実際に自分たちだけで張りました

テントの張り方ってむずかしいなァ

地区子ども会リーダー研修会

7月25日、地区子ども会のリーダー研修会が開かれました。

これは、地区における子ども会を自主的な活動として盛り上げていくために、その地区のリーダーを養成し、知識や技術を身につけさせるとともに、共同生活の中でお互いの協調性を養い、友情にむすばれた仲間

意識をつくることを目的として行なわれました。

この日9時すぎから集まった少年たちは、フォークダンス・歌唱指導などを受けたあと、弓道場でテントの張り方を習うなど、びっしりとつまったスケジュールにも疲れを見せず、たのしく指導・研修を受けていました。

盆 休 み
8月14・15日は、盆休みのため役場は業務を休ませていただきます。

八月十五日に日本武道館で、政府主催の全国戦没者追悼式が行なわれます。
式典当日の正午に、戦没者に対する黙とうが全国同時に行なわれます。水巻町でも正午にサイレンを鳴らしますので、これに合わせて一分間の黙とうをされますようお願いいたします。

正午には黙とうを 全国戦没者追悼式

請求期限 昭和53年3月31日

なされる者を含む。

三、日華事変中の戦没者の遺族で、昭和五十年四月一日現在遺族年金等受給者がいないこと。
遺族の範囲
配偶者、子、父母、孫、祖母、兄弟姉妹および、弔慰金を受給した叔父母など（受給したとみなされる者を含む）。

戦没者遺族の 特別弔慰金 支給法が改正

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正され、次のご遺族に特別弔慰金二十万円（国債）が支給されます。

一、前回の特別弔慰金（三万円）受給者または、同順位者

二、昭和十六年十二月八日以後の戦没者の遺族で、昭和五十年四月一日現在遺族年金等受給者がいないこと

暴力追放に立ちあがる

暴力追放対策特別委員会

一人一人が勇気をもって

暴力は

許すな 出すな

見のがすな

どんな小さなことでも

届け出を

各地で相次いで暴力抗争事件が起きています。このため町議会で暴力追放対策特別委員会を設置し、住民が安心して住める町を、と、立ちあげました。

委員会では、この運動を具体化するため折尾警察署など関係者を集め暴追運動について協議しました。

この結果、第一次事業活動として、各家庭に暴力追放に関するちらしを配布する。ステッカーを町内の各事業所・学校・病院・集会所公民館・店舗などに配布、また「暴力追放宣言の町」の広告塔をたてるなどを決めました。

手口も巧妙に

警察署の調べでは、最近の暴力団の手口も、巧妙になってきました。ゆすりやたかりのための執拗な、いやがらせは、被害者に対し精神的にまいらせてしまいます。また、被害者の弱みにつけこむケースも多いようです。

暴力団を撲滅するには住民一人一人の勇気と協力が必要です。勇気をもってどんな小さな暴力でも警察署に届け出られるようお願い

また、警察署では情報提供者の名前はできるだけ極秘にし、あとに被害をうけることがないように配慮していきます。

防犯組合も決議

「小暴力被害届」の封筒を全戸に配布

町防犯組合は、七月二十二日江藤一正町議会暴力追放特別委員長および折尾警察署防犯課長の同席を求めて、理事会を開きました。

理事会では、規約の一部改正、役員選出のあと暴力追放運動推進について、江藤委員長、折尾署の防犯課長の説明報告をうけ、防犯組合としての活動として次のことを決めました。

一、「移動警察署」を全町民を対象に開く予定ですが、日程については後日お知らせします。またこの時は、住民からの要望などを話し合います。
二、折尾署あての「小暴力被害届出」の封筒を全戸に配布し、勇気をもってどんな小さな暴力事



件でも届出ることを徹底させる。三、各区で地区防犯組合の組織づくりを推進し、防犯運動の推進態勢を確立する。決議 町の工事指名業者から暴力団関係者及び常習者は除外することを町に要請する。また、下請業者にもこのよう

- また、下請業者にもこのような者を除外するよう全指名業者に申し入れる。
- なお、組合の役員構成は次のとおりです。
- 組合長 加納 弘 樋口
 - 副組合長 吉田 喬 下二
 - 高橋次生 鯉口区
 - 山下 勝 頃末
 - 中島裕次 高松区
 - 新川勝己 梅ノ木区
 - 幹事 各地区の防犯組合長
 - 理事 各区の区長
 - 事務局 役場内(今井)

農業委員決る

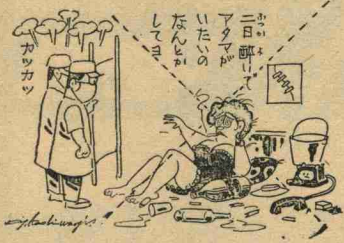
水巻町農業委員会では、前委員の任期が満了となったため、改選のために立候補受けを行ないました。農業委員十七名のうち、選挙で選ばれる十一名の定員に対し、立候補者十一名と同数でしたので、公職選挙法百条により無投票で委員が決定しました。

なお、七月二十二日に新委員で初会議が開かれ新役員が決まりましたのでお知らせします。

農業委員会委員(敬称略)

- | | | |
|----------|----|----|
| 氏名 | 住所 | 選出 |
| 会長 森安正義 | 二 | 選挙 |
| 副会長 井地直江 | 古賀 | 選挙 |
- 福岡県農業会議一号議員
- | | | | |
|-------|------|------|----|
| 農地部会長 | 小田大吉 | 机 | 選挙 |
| 農地部委員 | 廣川正美 | 二 | 選挙 |
| | 松尾金平 | 下二 | 〃 |
| | 副島壽一 | 吉田ノ二 | 〃 |
| | 森田 正 | 頃末 | 〃 |
| | 吹田弘利 | 伊左座 | 〃 |
| | 原田数定 | 猪熊 | 〃 |
| | 森安正義 | 二 | 〃 |
| | 井地直江 | 古賀 | 〃 |
| | 小田大吉 | 机 | 〃 |
- 農政部長 吉田喬 下二 議会・学識
- 農政部長 吉田喬 下二 議会・学識
- 農政委員
- | | | |
|-------|------|----|
| 森安一朋 | 二 | 〃 |
| 白石磯久男 | 吉田ノ一 | 〃 |
| 井上 毅 | 古賀 | 選挙 |

消防119



救急車の利用は正しく

救急車を利用できるのは、次の場合に限られます。正しくご利用ください。

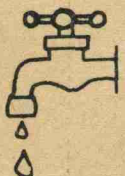
- ・ 交通事故、その他の災害による事故、または多数の人が出入りする場所で発生した事故
- ・ 屋内で起きた事故で、傷病者を医療機関などに速く搬送する手段がない場合
- ・ 原則として郡外の病院には搬送しないことになっています
- ・ タクシー代りのような利用はできません

救急の通報のしかた
局番なしの119番(水巻町からは691・0119)を回すと消防署の通信室にかかります。おちついてまず、事故の発生した場所をわかりやすく、目標があればその目標をいってください。
たとえば
○○町×番地(目標があれば)○○学校裏側、交通事故で単車と自動車の接触事故。なお、けが人2人(容体をくわしく)
このような順序でおちついて正しく知らせましょう。また消防署員が確認するまで電話は切らないようにしてください。

※管内火災救急発生状況 S50.1.1~S50.6.30まで ()内6月分

町名	水巻	芦屋	岡垣	遠賀	合計
救急	162 (27)	116 (19)	81 (9)	92 (11)	451 (66)
火災	9 (0)	3 (0)	11 (3)	7 (0)	30 (3)

水をたいせつに 節水にご協力ください



最近水道の使用量が増加しています。特に夕方5時以降10時までは、急激な水の使用量により各所で水圧の低下、一時断水が生じていますので、節水にご協力ください。

◇場所

- 8月18日 13時~16時 30分
 - 8月26日 13時~16時 30分
- 水巻町民会館日本間

8月の 心配ごと相談日

- 高松秋生 猪熊
- 大場寿基雄 〃 議会・学識
- 入江次夫 立屋敷 選挙
- 森安正義 二
- 井地直江 古賀
- 小田大吉 机

差別のない明るい町を

同和問題を正しく認識しよう

解放運動と融和対策
前回述べた情勢の中で政府は、全国部落調査を行なうとともに、九年に新設された社会局の諮問機関である社会事業調査会の答申「部落改善要綱」を採択して行政方針を確立した。

このとき、従来の部落改善を第一とする改良主義から差別撤廃に重点を置く融和主義の方向へと転換したのである。

このような融和運動に対抗して大正十一年京都で全国水平社の創立大会が開かれた。近畿地方を中心に中国、九州、四国、関東、中部の各地方の同和地区代表約二千名が参集し、公会堂にみぎる悲壮な感激と異常な興奮の中で、人権宣言ともいうべき全国水平社結

成の宣言が発表され、次のような運動方針の大綱を示す綱領が満場一致で採択された。

- 一、我々特殊部落民は、部落民自身の行動によって絶対的解放を期す。
- 一、我々特殊部落民は、絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し、以って獲得を期す。
- 一、我等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す。

全国水平社は、改良主義の部落改善ではなく完全な解放を目ざし協調的な融和主義ではなく、差別撤廃のため斗争する自主的団体として発足した。

これは融和団体と根本的に異なる性格である。この全国水平社の運動は燎原の火のごとき勢いで全

目的は拡がり、「我々に対し穢多及び特殊部落民の言行によって侮辱の意思を表示したる時は徹底的糾弾を為す」という大会決議が実践にうつされたため、初期の段階において一面では反社会的現象もあらわれたことは否定できない。

けれども他面において、同和地区住民の基本的人権に関する自覚を高めたこと、部落差別の不合理性についての社会的認識を普遍化したことなど、水平社運動が果たした役割は大きかったといわなければならない。

昭和五、六年に我が国農村を襲った農業恐慌に対処するため、政府は時局国救対策を実施したが、その際、同和対策の応急施策として貧困な地区農民を救済する事業が行なわれた。それが契機となって、従来の観念的な融和運動から

運動へと発展した。昭和十一年度を起点とする「融和事業完成十ヶ年計画」なるものが立案された。このことは従来、無計画であった同和対策に総合、統一性と計画性を与えたという意味で、画期的な意義をもつものであった。

しかし政府は、その計画を全面的に採用する予算措置を講じなかつたので、せっかくの計画も中途半端におわり、やがて太平洋戦争の勃発により、同和対策は戦争政策の犠牲にされ、険しい時局の暗闇の中に埋没されてしまった。それと同時に、中央融和事業が指導する融和運動もまた次第に、国家主義、軍国主義の傾向を強め、戦争目的に順応する国民精神総動員運動の一翼と化し、本来の目的と役割とを喪失していったのである。

高松秋生 猪熊
大場寿基雄 〃 議会・学識
入江次夫 立屋敷 選挙
森安正義 二
井地直江 古賀
小田大吉 机

衛生

ごみの収集 盆はお休み

8月15・16日は盆休みのため、ごみの収集はしません。
なお、18日からは平常通り収集します。

また、粗大ごみを出される時は事前に役場衛生係に電話で申込みください。申込みがないとき、収集をしないことがあります。

犬の予防注射は 早目に済ませて

先に行なった狂犬病の予防注射を、まだ受けさせていない方は、頃末の保健所か、芦屋町山鹿の野中病院(☎093・233・0366)で早目に受けられるようお願いいたします。(登録料・予防注射代とも650円)

夏草の除草にご 協力ください

梅雨時期の雨のため、各地で雑草がのびています。
宅地や田畑などの空地を所有された方は、

健康診断 結果は個人に通知

7月14日から18日までにに行ないました成人病検診と結核健康診断

8月の し尿汲取予定

- 1日 猪熊・頃末
- 2日 猪熊・頃末
- 4日 樋口・唐熊県住・吉田片山・ぬめり石
- 5日 樋口・御輪地・車返・鯉口
- 6日 う月・古賀・垣添・中央区
- 7日 机・古賀・緑風園・中央区・高松区・三ツ頭区
- 8日 頃末(6・11・14区)・川端商店街・吉田県道筋・高松区・三ツ頭区
- 9日 川端商店街・上二・下二・立屋敷・伊左座・高松区・三ツ頭区・頃末(15・18・25区)
- 11日 頃末(6・11・14区)・吉田本村・車返
- 12日 猪熊・大橋・上二町住・下二町住・宮ノ下
- 13日 樋口・机
- 18日 吉田団地
- 19日 梅ノ木区・吉田団地
- 20日 頃末(6・11・14区)・吉田団地
- 21日 猪熊町住・吉田団地・松栄荘・美吉野・頃末(15・18・25区)
- 22日 古賀県住・上二・下二・伊左座・松栄荘・吉田本村・机社宅・頃末(15・18・25区)・美吉野
- 23日 上二・下二・伊左座・吉田本村・松栄荘・美吉野・頃末(15・18・25区)
- 25日 古賀区
- 26日 古賀・う月・古賀区
- 27日 梅ノ木区・古賀区・みずほ
- 28日 樋口・古賀・頃末(6・11・14区)・鯉口区・みずほ・下二幼稚園通り
- 29日 猪熊・鯉口区・下二幼稚園通り
- 30日 猪熊・鯉口区

お知らせ

の結果で、精密検査を必要とされる方には、8月10日以降に個人あてに通知いたします。

れている方は、セイタカアワダチソウなどの夏草の除草にご協力されるようお願いいたします。なお、各駐在区で共同作業をされる時など、草刈機が必要なときは、役場衛生係から貸出しますのでご利用ください。

原爆供養塔 納骨遺族の調査

今年是被爆三十周年を迎えますが、いまだに平和公園内の原爆供養塔には、氏名などが判明しなから遺族のわからない遺骨を一、六一五柱安置しています。

広島市でも、遺骨がご遺族のもとに一日でも早く帰られることを願って遺族の調査を行なっています。
役場厚生課にも、原爆供養塔納骨

骨名簿をおいでしていますので、心あたりのある方は、この名簿をご覧ください。

福祉年金受給者に 高利率の郵便貯金

郵便局では、福祉年金などの受給者に対して高利率の定期郵便貯金を取扱っています。

○利用できる方

- 老齢・障害・母子・準母子福祉年金・老齢特別給付金・特別児童扶養手当(特別福祉手当を含みます)。
- 原爆被爆者の特別手当および管理手当の支給を受けられている方
- 預けられる金額 一人五十万円まで
- 貯金利率 年十パーセント
- 取扱期間 五十年六月二十三日(十二月三十一日まで)
- 申込みは郵便局をあらかじめ一局決めてからご利用ください。

お礼

香典返しとして次の方から社会福祉協議会にご寄贈がございました。ご冥福をお祈りいたしますとともにあつくお礼申しあげます。
みずほ団地
故十亀俊博殿 十亀喜久子殿
故平田巖式殿 平田 保殿
猪熊
故原田路子殿 原田博喜殿
頃末
故富田チヨ殿 徳王正起殿
上二
故藤崎清己殿 藤崎キヌエ殿

日曜在宅医

- 8月10日 村田医院 内・児科 頃末 691・0745
- 17日 中村医院 内・児科 下二 691・5820
- 24日 有留医院 内・児科 吉田 691・1394
- 31日 長谷川医院 眼 科 樋口 691・1017

診察時間は 9:00~17:00、原則として往診はいたしません。

発行人 水巻町長 伊藤衛門 編集 水巻町住民談室(電話 60114321) 印刷 冷牟田印刷合資会社